

都留市地域交通公共総合連携計画策定の取り組み方針

[平成23年6月28日企画会議決定]

1 趣旨

本市では、公共交通の利用者は年々減少傾向にあり、特に路線バスは、平均乗車密度が1人に満たないという危機的状況となっている。

このような状況を受け、平成21年6月より、地域住民、交通事業者、各種団体、行政機関、学識経験者などで構成する「都留市地域公共交通会議」を組織し、利用者ニーズの把握など現状の課題整理を行ない、今後の地域の実情に合った持続可能な公共交通の仕組みを検討してきた。

さらに、22年度には、「低炭素地域づくり面的対策推進事業」（環境省事業）の一環として、本市をフィールドとして公共交通の実態調査を実施し、低炭素まちづくりの観点から、新たな路線や、運行形態が検討された。

これらを踏まえ、本市における公共交通に対する市民ニーズや利用にあたっての意見等を十分に把握し、新たな運行形態等の実証運行を通じて、地域が主体となって公共交通のあり方を検討し、各地域の基本方針や事業内容を盛り込んだ「都留市地域公共交通総合連携計画」を策定する。

2 計画の概要

(1) 策定者

都留市

(2) 計画の範囲

都留市全域

(3) 計画期間

平成24年度～平成26年度

(4) 基本方針

1) 役割・方向性の明確化と連携強化

路線バス、循環バス、デマンド交通など、役割分担の明確化と連携強化による公共交通体系づくり

2) 効率的で利用しやすい環境づくり

利用者ニーズ等に基づく運行ルートや時間帯の見直し等による利便性の確保、利用実績に応じた運行の効率化

3) 地域の魅力を高める交通体系

地域振興や環境配慮、高齢化対策や定住促進など、将来を見据えた公共交通の実現

4) 持続可能な仕組みづくり

持続可能な公共交通の実現に向けた新たな仕組みや仕掛けづくり

(5) 目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

- ・ 谷村・三吉地区一循環バス等
- ・ 東桂地区一デマンド交通等
- ・ 盛里地区一デマンド交通等
- ・ 宝地区一路線バス等
- ・ 開地地区一路線バス等

(6) 策定に関する協議者

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条に定める協議会

- 1) 設立 平成23年6月28日(予定)
- 2) 名称 都留市地域公共交通活性化協議会

3 策定費用

- ・ 計画策定に係る調査費用：340万円 国庫補助（「地域公共交通維持改善確保事業費補助金」、上限2,000万円）を活用。⇒補助対象事業者は「都留市地域公共交通活性化協議会」
- ・ 実証運行：160万円 市単独費用（9月補正予算にて対応）

4 策定に当たっての留意事項

- 1) 都市計画マスタープラン、長期総合計画等各種関連計画との整合性を図る。
- 2) 市民が自ら「創る」・「愛し」・「守る」をキーワードとした計画づくりを行う。

5 スケジュール(詳細は、別紙のとおり)

- | | |
|---------|--|
| 6月下旬 | 「都留市地域公共交通活性化協議会」の設立 |
| 7～9月 | 現状の課題の把握(既存データによる実状の整理)
実証運行に向けた啓発事業の検討(9月号広報への掲載)
地域説明会の実施 |
| 10～11月 | 実証運行の実施（9月議会において実施の報告と補正予算案の提案）
各種調査事業の実施(8月～)とデータの分析
地域ごとの運行計画の検討
計画の概要の検討 |
| 12月 | 計画素案の作成 |
| 12～1月 | 「未来を拓くまちづくり会議」による意見収集
パブリックコメントの実施 |
| 2月 | 計画の決定 |
| 3月 | 計画策定について議会への報告（3月号広報に4月からのダイヤ変更の案内） |
| 平成24年4月 | 計画に基づく新しい交通体系に基づく運行 |

6 計画策定の流れ(スケジュール)

